

グループホーム西大寺中央 重要事項説明書

(R6.4版)

1. 事業主体の概要

事業主体名	株式会社メディウエル
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 小山敏章
所在地	岡山市南区並木町二丁目13番11号

2. 事業の目的及び運営方針

要支援2又は要介護者であって認知症の状態にある高齢者に対し、家庭的な環境と地域交流の下で適正な生活援助を提供し、要支援者が要介護状態にならないよう心身機能の維持回復、生活機能の維持向上を目指し、要介護者のその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことが出来るよう支援します。

- ① 慣れ親しんだ家具等に囲まれ、自らの家で生活しているような、落ち着いた生活空間の提供に努めます。
- ② 自分でできることは自分でしていただける場や機会を提供し、自分らしさや生きがいを持った暮らしができるようサポートします。
- ③ ご本人の自発性を尊重し、個人個人のペースや状態に合わせたケアに努めます。

3. 事業所の概要

事業所の名称	グループホーム西大寺中央
介護保険事業所番号	3390101933
指定サービスの種類	指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護 指定介護予防地域密着型サービスに該当する介護予防認知症対応型共同生活介護
開設年月日	平成28年4月1日
所在地	岡山市東区松新町16番地1
TEL番号・FAX番号	TEL:086-944-6933 FAX:086-944-6933
事業所の責任者	ホーム長:青山容子 ひまわりユニット:手嶋圭子 すずらんユニット:後藤綾子
建物の概要	建物構造:鉄骨造瓦葺2階建 準耐火建築物 敷地面積:708㎡ 延床面積:1階250.34㎡ 2階247.28㎡ 居室面積:約9.3㎡
利用定員	18名
共用スペースの概要	トイレ、居間(食堂)、台所、浴室、脱衣室、玄関

4. 職員の職種および員数

職種	すずらんユニット	ひまわりユニット	職務内容
管理者	1名 (介護従事者と兼務)	1名 (介護従事者と兼務)	職員の管理、利用申込の調整、業務の実施 状況の把握等運営に関しての一元的な管理
計画作成担当者	1名 (介護従事者と兼務)	1名 (介護従事者と兼務)	利用者の状況や希望に応じた認知症対応 型共同生活介護計画の作成
介護従事者	7名以上 (状況に応じ変更あり)	7名以上 (状況に応じ変更あり)	介護計画に基づいた介護および日常生活 上の援助および機能訓練

※ 管理者、計画作成担当者は、必要な資格を有し、定められた研修を修了しています。

5. 勤務体制

- (1) 夜間及び深夜の時間帯はユニット毎に介護従事者1名、それ以外の時間帯は複数名を配置して、サービス提供を行います。
- (2) 全ての介護従業者(政令で定める資格を有する者を除く)は、認知症介護に係る基礎的な研修を受講しています。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けています。
- (3) 事業者は、従業者の職場環境が害されることを防止するため、職場におけるハラスメント防止の方針を明確にし、周知・啓発を行っています。また、利用者やその家族からのハラスメントに対しても理解協力をお願いしています。

早出	7時00分～16時00分(8h)	日勤	9時00分～18時00分(8h)
遅出	10時30分～19時30分(8h)	夜勤	16時30分～翌日9時30分(16h)

※この他、非常勤職員の雇用条件により短時間勤務がございます。

※勤務時間帯は、ご入居の皆さまの生活状況や、非常勤職員の状況に応じ変更する場合がございますが、定められている基準の配置は充たします。

6. 入退居にあたっての留意事項

入居

下記条件を充たした方を対象とし、入居に際しては、その方の心身の状況や生活歴、病歴等をお聞きます。

- (1) 岡山市在住の方
- (2) 要支援2または、要介護1～5の認定を受けている方
- (3) 主治医の診断書により認知症であることが確認される方

退居

下記状況により退居が必要になった場合は、利用者又はその家族の希望を踏まえた上で、他の介護施設、病院又は診療所を紹介する等適切な対応をするとともに、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮した援助を行います。

- (1) 身体又は精神上の病変が起こり、当グループホームに於いて他利用者との共同生活が困難になった場合や入院等常時医療機関に於いて治療が必要になった場合。
- (2) 入院などにより、グループホームを離れて、3ヶ月を経過したとき、または3ヶ月以上離れることを予定して他所へ移転した場合。
- (3) 他の利用者に迷惑をかけたとき、他の利用者の生活や健康に重大な影響を及ぼしたとき、又はその恐れが明白になった場合。
- (4) 利用料その他の経費の支払いを怠り、その滞納期間が3ヶ月となった場合。
- (5) 利用申込手続きに関し、虚偽の記載若しくは届出を行い入居した場合。
- (6) 介護認定更新において、「自立」若しくは「要支援1」と認定を受けた場合。

7. サービスの内容

- (1) 住居及び食事の提供を行い、食事、入浴、排泄等日常生活上の援助や金銭管理、健康管理等の助言を行います。
- (2) 食事やその他の家事等は、できるだけ利用者と介護従事者が共同して行うよう努めます。
- (3) 地域における活動への参加機会の提供をします。
- (4) 利用者の心身の状況、希望やその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、目標を達するためのサービ

ス内容を定めた介護計画を作成し、その計画に基づき必要な援助を行います。また、必要に応じて介護計画の変更を行います。

- (5) 認知症ケアに係る専門的な研修や認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的なケアを提供します。
- (6) 内科、歯科との業務契約を行い、看護師や歯科衛生士等の訪問による健康管理を行うとともに、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれるよう連携体制を整えています。また、加齢による衰弱や重度化に対応できるよう「重度化における対応の指針」を定めています。

8. 重度化における対応

- (1) 人生の最終段階における医療・介護について、利用者本人、家族のご意向に沿った支援に結びつけられるようアドバンス・ケア・プランニングの考えをもとに入居時より継続的にそのご意向を伺ってまいります
- (2) 重度化した場合における対応の指針や、利用者やその家族の意向に添った支援を継続していきます。
- (3) 終末期において、協議の結果、事業所での看取り介護を行う場合は、看取りにおける指針を定めた同意書を交わすものとします。
- (4) 上記の事項に対応するため、西大寺中央クリニックとの支援体制、24時間連絡体制を整えています。

9. 協力医療機関・提携薬局

医療機関の名称	医療法人社団美誠会 西大寺中央クリニック
所在地	岡山市東区松新町 25 番地 5
電話番号	086-943-9211
診療科目	内科・呼吸器内科・消化器内科・外科
医療機関の名称	医療法人津谷歯科医院
所在地	岡山市中区海吉 1807 番地 14
電話番号	086-276-4911
診療科目	歯科
医療機関の名称	医療法人社団プライムケア岡山 プライムケアデンタル西大寺
所在地	岡山市東区西大寺南一丁目 1 番 21 号
電話番号	086-944-6480
診療科目	歯科
提携薬局の名称	株式会社ケイ・クリエイト けしごやま薬局
所在地	岡山市東区西大寺松崎 176-9
電話番号	086-942-1124

10. 利用料その他の費用の額と支払い方法

- (1) 別紙1のとおり、厚生労働大臣が定める基準による介護サービス費、その他居住費、管理費、食材料費等を請求します。(別紙1 利用料金表参照)
- (2) 原則として、前項(別紙1)以外の費用の請求は行いませんが、その他日常生活に係る費用が必要となった場合は、その都度、利用者又はご家族に説明し同意を得たものに限り請求します。
- (3) 利用料の締日は毎月末日とし、翌月10日(10日が日祝の場合はその翌日)に請求書を郵送します。
- (4) 利用料の支払いは、事業所へ現金での支払い又は銀行振込にてお願いします。なお、振込手数料はご負

担をお願いします。

振込銀行口座 中国銀行 平井支店(119) 口座番号:(普通)1597505

口座名義:株式会社メディウエル 代表取締役 小山敏章

11. 緊急時、事故発生時の対応

- (1) 利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるとともに、管理者に報告します。
- (2) 利用者に対するサービス提供にあたって万が一事故が発生した場合は、利用者の生命又は身体を保護することを第一とした対応を行うとともに、速やかにご家族、市町村に連絡をとるなど必要な措置を行います。
- (3) 利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対し、損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、事業者は損害賠償を免除、又は賠償額を減免されることがあります。
- (4) 事業者は、万が一の事故発生に備え、損害賠償責任保険に加入しています。
賠償責任保険加入先 損害保険ジャパン日本興亜損保株式会社
- (5) 事業者は、万が一事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに、関係者により、その発生要因を究明し、再発防止に努めます。

12. 非常災害時の対策

- (1) 防火管理者ならびに災害対策担当者を定め、消防法に基づく消防計画および、風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、防災教育、消防訓練、避難訓練を実施します。
- (2) 火災や風水害、地震など災害が発生した場合は、近隣の住民の方や地元消防団の方による支援協力が得られる体制づくりに努めます。
- (3) 火災危険防止のための自主点検とともに、契約保守業者による定期的な設備点検を行います。
- (4) 防災設備:スプリンクラー・防火水槽・消火器・自動火災報知器・誘導灯および誘導標識・火災通報装置

13. 身体拘束等の禁止およびその適正化

- (1) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動制限を行いません。
- (2) 緊急やむを得ない場合に該当するか否かの判断は、事業所全体で検討した上で、利用者本人やその家族に対して詳細に説明し、十分な理解を得るよう努めます。
- (3) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合にも、その解除を目標に経過をみるとともに、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に残します。
- (4) 身体拘束等の適正化のための指針を定め、職員に対しての研修会を定期的で開催します。また、適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、事業所職員全員への周知とともに、意識を高めていきます。

14. 虐待防止のための措置

- (1) 利用者の人権の擁護及び虐待等の防止のため、虐待の発生及びその再発の防止するための責任者を定め虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、事業所職員全員への周知を行います。
- (2) 虐待防止のための指針を整備し、職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

- (3) 介護サービスの提供に当たり、「不適切ケア」が行われていないか、常に職員の自己意識と事業所全体での確認を行っていきます。
- (4) サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

15. 成年後見制度の活用支援

事業者は、利用者と適正な契約手続き等を行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるように支援します。

16. 運営推進会議の設置

- (1) 事業者は利用者や地域の代表者等に対し、提供しているサービスの内容を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することを目的として「運営推進会議」を設置します。
- (2) 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センターの職員、事業所職員等とし、概ね2ヶ月に1度開催します。

17. 守秘義務と個人情報の保護

- (1) 事業者及び職員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する情報を保護します。
- (2) この情報を保護する義務は、雇用契約書により勤務期間中および退職後に於いても継続します。
- (3) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、管理者の注意をもって管理し、又処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

18. 衛生管理

- (1) 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

19. 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業所は、全従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施します。
- (3) 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

20. 利用にあたっての留意点

- (1) 面会について

面会のご自由ですが、防犯上又就寝の方への配慮として、原則20時より翌朝8時まではご遠慮下さい。

なお、感染症の流行時期には面会の制限や中止をご相談する場合がございます。

(2) 外出・外泊について

- ・ 外出は原則ご自由ですが、ご本人の状況に応じて職員同伴の判断をさせていただきます。
- ・ 職員同伴のもと、自動車又は公共交通機関を利用して外出をする場合がございます。
- ・ ご家族同伴での外出、外泊時は事前に所定の用紙にて届け出てください。

(3) 洗濯・クリーニングについて

洗濯はグループホームにて行いますが、特別な衣類、布団等につきましてはクリーニング等の利用をお願いするものとします。

(4) 喫煙・飲酒について

- ・ 原則として喫煙はお断りしています。ご希望の方は、火元管理について職員に一任させていただきます。
- ・ 飲酒のご希望の方は、主治医の診断、ご家族同意のもと可能です。

(5) 所持品・現金等の管理について

- ・ 衣類等身の回り品の管理は、事業所職員にて行います。
- ・ 保険者証、診察券等については、預かり証に基づき事業所にて管理いたします。
- ・ 現金は「預かり金」として事業所で管理し、医療費、理美容代、日常で必要となった品の購入についての支払いを行います。毎月使用状況をお知らせしますので、出納簿、残金の確認と補充をお願いします。
- ・ 利用者ご本人が手持ちとされる現金、貴重品については、その紛失の責は負いかねます。

(6) 医療機関への受診・入院中の対応について

- ・ 医療機関への受診や処方薬の受領等は、可能な限り事業所職員にて対応しますが、検査や遠方等、長時間に及ぶ場合や、受診日、時間の都合上等職員での対応が困難な場合は、ご家族の方でお願いします。
- ・ 利用者が入院された場合の対応(付き添い、洗濯物等)については、ご家族の方でお願いします。

(7) 介護保険更新手続きについて

利用者の介護保険更新の際は、手続きの代行をさせていただくことができます。

(8) その他

- ・ ペットの飼育、持ち込みはお断りします。
- ・ 居室内の改築、改装等については原則許可しないものとします。
- ・ 退居された場合、利用者さま個人のお荷物は、原則退居日より一週間以内でお引き取りいただけますようお願いいたします。(退居日よりお荷物の引取り日までの期間は家賃請求をさせていただきます。)

21. サービス提供に関する相談、苦情

(1) 事業者の窓口

ひまわりユニット:手嶋圭子　すずらんユニット:後藤綾子　(解決責任者:小山敏章)

(2) 公共団体の窓口

- ① 岡山市事業者指導課 施設係　岡山市北区大供 3-1-18 TEL:086-212-1014
- ② 国民健康保険団体連合会　岡山市北区桑田町17-5 TEL:086-223-8811
- ③ 運営適正化委員会　岡山市北区南方2-13-1 TEL:086-226-9400

なお、本重要事項説明書の中で記されている各指針は、グループホーム西大寺中央のホームページに掲載がございますので、ご参照ください。

サービス提供に係る重要事項に関する同意書

グループホームメディフル西大寺中央のサービス提供開始に当たり、介護保険等サービス提供に係る当該事業所の重要事項説明書に基づき、重要事項の説明を行いました。

サービス提供開始日 令和 年 月 日

重要事項説明日 令和 年 月 日 説明者 _____

私は、事業所より介護保険等サービス利用に係る重要事項の説明を受け、グループホーム西大寺中央にて提供されるサービス内容に同意いたしました。

また、利用中に事業所職員や協力医療機関ならびに各関係機関の者によるサービス担当者会議等において、利用者の有する個人情報(家族情報含)を共有することに同意します。

同意日 令和 年 月 日

<入居者>

氏 名 _____

住 所 _____

代筆者 _____ 続柄()

<家族等>

氏 名 _____ 続柄()

住 所 _____